

総務文教委員会

主な審査内容

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について及び、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

解説 平成27年4月1日から、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこととなったため、関係条例等の整備を行うもの。

Q 首長が変わることで教育行政が変えられるという心配がある。新制度ではどのような歯止めがなされているのか問う。

A 執行権限が教育委員会に残ったことで、教育委員会の独自性が保たれたと考える。

Q 制度の改革による組織の変更だけで、子どもの安全を守ることができるのか疑問である。現場の意識改革を含め、学校・地域・家庭などの関係者が子どもを守る体制を構築する必要があると思うが、見解を問う。

A 今回の制度改革で重大事態が起った時に、責任の所在を明確化し迅速に対応するための仕組みが作られたものと思っている。

ただ、一番大切なのは日常の取り組みだと考える。警察や福祉等の関係機関と学校・教育委員会の連携、家庭との連携が何よりも大切であると思う。こうしたことをしっかりと行い、子どもの命・安全を守っていききたい。



玖波小学校

● 大竹市行政手続条例の一部改正について

解説 行政手続法の一部を改正する法律が公布され、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続きが規定されたことに伴い本条例の一部を改正するもの。

Q 条例改正により市民にどのような影響があるのか問う。

A 条例に基づく行政指導の中止や実施を求める権利を付与することとは、権利利益の保護の面から市民にとってよいことではないかと考える。

● 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

解説 歳入歳出それぞれ95,983千円を減額するもの。

主な歳入は

・ 地域消費喚起・生活支援交付金 25,567千円

・ 地方創生先行交付金 26,544千円

主な歳出は

・ プレミアム付商品券発行事業補助金 31,567千円

・ まち・ひと・しごと創生総合戦略調査業務委託料 10,000千円など。

Q プレミアム付商品券発行事業のプレミアム率及び発行スケジュールの内容について、また、大型店での使用や購入冊数の制限について検討しているのか問う。

A プレミアム率は20%を予定しており、商品券の発行は7月中旬を考えている。詳細は、補助金の交付先となる商工会議所等と詰めていくことになるが、基本的な考え方として商品券は税金を使って発行することから、国の通知等も勘案しながら、事業者、消費者双方に不公平が生じないような形で進めていきたい。

Q 阿多田島の周回道路について、災害復旧工事の着工時期及び完成時期を問う。

A 業者が決定し、現在、材料の手配等の準備を行っている状況である。当該農道（周回道路）の復旧は梅雨の時期までには終えたいと考えている。

● その他の議案9件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第1回定例会は、平成27年3月2日～3月26日の25日間行われました。

詳細については、平成27年6月上旬に本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。

生活環境委員会

主な審査内容

●大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

解説 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市立保育所を含む子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに市立保育所の延長保育及び一時預かり事業の保育料に関して必要な事項を定めるため本条例を制定するもの。



Q 保育料の利用者負担を下げたことに関し市の負担になると考えるが、全体としてどの程度の額になるか。また、下げ方が均一ではないが、どのような考えで下げたかを問う。

A 現時点の人数で概算を計算すると約1,200万円程度減少すると考えている。統計でサラリーマンの平均年収とされている400万円程度より低い方について負担を軽減している。全体としては、累進の料金体系になっている。

●大竹市介護保険条例の一部改正について

解説 平成27年度から平成29年度における新たな介護保険料の設定及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定めるため、本条例の一部を改正するもの。

Q 保険料は本人所得に応じて決まっているが、差引額も所得に応じて上がるというようにできないか問う。

A 国の保険料率が変更となり、そのままスライドさせると段階に

よっては相当の保険料が上がる。新たな所得段階を設けるなど全体的に「なだらか」となるよう精一杯の調整をしている。

Q 介護予防・日常生活支援総合事業は経過措置として平成29年まで猶予がある。今後事業を始めるためにどのようなことをしていくのか問う。

A 地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置する計画がある。市とコーディネーターを中心として地域にできる限り出向いて行きながらサービスを作り上げていきたいと考えている。

●大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

解説 国が定める指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係条例を改正するもの。

Q 特別養護老人ホームの職員の配置基準は国が定めているが、過

労で長続きせず退職する人も多い。本市の状況とフォローする立場の市として手助けができないか問う。

A ゆうあいホームには随時、確認をしており、基準は満たしているという報告は受けている。全国的に介護人材が不足する中で、全体的な人材不足解消に向けた取り組みは今後も続けていきたいと考えている。



●その他の議案7件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決